

加入者の皆様へ

ダイセル健康保険組合

【重要】『資格確認書』の発行について

2024年12月2日より、健康保険証の新規発行が廃止され、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わりました。しかしながら、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を登録されていない方に対しては、『資格確認書』を交付いたします。この『資格確認書』を医療機関等に提示することで、従来どおり保険診療を受けることができます。詳細は下記の通り、ご確認をお願いいたします。

記

1. 資格確認書交付の対象者

- ・ 健康保険組合による交付
 - マイナンバーカードを取得していない方
 - マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方
 - マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
- ・ 申請による交付
 - マイナンバーカードの紛失などで更新中の方
 - マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方 など

2. 資格確認書の期限

- ・ 交付日から最長5年まで
- ※ 有効期限内に資格を喪失する場合、資格確認書は当健康保険組合へ返却してください。

3. 現健康保険証の取扱い

- ・ 既に発行している健康保険証につきましては、2025年12月1日まで利用可能です。もし、紛失された場合も再発行しませんので、ご注意ください。

その他詳細につきましては、ダイセル健康保険組合のホームページをご確認ください。

保険証（健康保険に加入していることを示す証明）	リンク
マイナ保険証	リンク
資格確認書	リンク

以上